

株 主 各 位

福岡市東区松田一丁目5番7号  
株式会社 **MrMax**  
代表取締役社長 平野能章

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日(木曜日)午後6時までに到着するように返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目20番1号  
大博多ビル12階 大博多ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第62期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告及び  
計算書類内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件  
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に記載された事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.mrmax.co.jp/>)に記載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

第62期（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度は、リーマンショックに端を発した景気低迷の影響に緩やかな改善の動きがみられたものの、雇用や所得などは引き続き厳しい状況が続きました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、消費の先行きも不透明な状況となっております。

このような消費環境のもと、「普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を経営理念とする当社は、商品政策において、「価値ある安さ」をお客様に提供すべく、特に購買頻度の高い、普段の暮らしに直結する商品について、年間を通じて低価格を実現する取り組みを強化してまいりました。その方策の1つとして、品質と価格のバランスが優れたプライベート・ブランド商品の開発を積極的に行っており、当事業年度におけるプライベート・ブランド商品の売上高は、前期比27.0%増の163億61百万円となりました。

また、ご家庭に必要な商品を一箇所でお買い物していただけるように、取扱い商品の幅を広げる取り組みも行なっております。薬事法改正以降医薬品の導入を拡げ、当事業年度中に医薬品取扱店舗は7店舗増加し、20店舗となりました。

当事業年度の新規出店につきましては、8月に南船橋店（千葉県船橋市）、11月に春日店（福岡県春日市）、12月に越谷店（埼玉県越谷市）、吉塚店（福岡県福岡市）を開店し、期末店舗数は48店舗となりました。春日店と越谷店は、従来のMrMaxの品揃えに生鮮食品を加えた「スーパーセンター」として出店し、当事業年度末における「スーパーセンター」は4店舗となりました。南船橋店はディスカウントストアの大型店（2,600坪）、吉塚店は中型店（1,220坪）の出店であり、出店形態の多様化による多店化を進めております。また、既存店の活性策として、4月に八本松店（広島県東広島市）を増床して「スーパーセンター」へ変更したほか、10月に長崎店（長崎県長崎市）、土井店（福岡県福岡市）の全面改装を行ないました。

当事業年度の経営成績は、売上高に不動産賃貸収入を加えた営業収益が1,039億180百万円（前期比0.4%増）と増収となりました。当事業年度より、商品が顧客に販売されると同時に商品の仕入が発生する、いわゆる消化仕入と呼ばれる取引について、従来は売上高及び売上原価を総額で計上しておりましたが、売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法にいたしました。これにより、前事業年度と比べて、当事業年度の売上高及び売上原価は51億220百万円減少しております。従来の計上方法で売上高を計上した場合の当事業年度の営業収益は、4店舗の新店効果もあり、前期比5.4%増の1,090億400百万円となります。

収益面においては、営業収益が増収となったこと、また売上総利益率が改善したことなどにより、営業総利益は前期比5.2%増の252億960百万円となりました。販売費及び一般管理費は、広告宣伝費や物流費を削減する一方で、出店に伴う費用の増加を補えず、営業利益は4億800百万円（前期比45.9%減）、経常利益は6億330百万円（前期比36.0%減）となりました。

当期純利益につきましては、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額3億500百万円を特別損失に計上したことなどにより、180百万円（前期比97.9%減）となりました。当事業年度の営業収益の内訳は次のとおりであります。

（百万円未満切捨）

部 門	第62期	前期比 (%)
家 電	21,850	101.2
ア パ レ ル	7,199	89.2
ラ イ フ ス タ イ ル	16,014	87.7
ホ ー ム リ ビ ン グ	11,602	100.7
H B C	18,913	107.3
食 品	23,953	115.6
インターネット販売、その他	70	5.1
売 上 高 計	99,604	100.4
不 動 産 賃 貸 収 入	4,313	100.2
営 業 収 益	103,918	100.4

（注） 部門ごとの主な事業内容については「(6)主要な事業内容」に記載しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は23億24百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	投資金額	設備の内容
MrMax春日ショッピングセンター	973百万円	店 舗
MrMax吉塚店	504百万円	店 舗

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、110億円の資金を銀行借入により調達する一方、85億76百万円を返済いたしました。この結果、有利子負債残高は24億24百万円増加いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 「価値ある安さ」の追求

少子高齢化、地方と都市の格差、所得格差の拡大など、消費の先行きに不透明な要素が広がる一方で、家電専門店やドラッグストアが食料品や雑貨の販売を行うなど、業態の垣根は低くなり、競争はますます厳しさを増しています。

当社が目指す「ディスカウントストア」の強みは、決して「安かろう、悪かろう」ではなく、デザインや品質にも満足していただける「価値ある安さ」です。

当事業年度におきましては、エコポイント対象地上波デジタル液晶テレビや涼感商品「クールネックスカーフ」、インスタント・スープなどプライベート・ブランド商品の強化に取り組んでまいりましたが、引き続き平成24年3月期におきましてもプライベート・ブランド商品づくりを推進し、「価値ある安さ」の提供に取り組んでまいります。

### ② 出店形態の多様化による多店化の推進

出店形態を多様化し、出店を加速させる取り組みを行なっております。そのための収益モデルとして、「ディスカウントストア」を基本フォーマットに、2,000坪クラスの大型店、1,200坪クラスの中型店、700坪クラスの小型店のディスカウントストアの3つのタイプと、従来のディスカウントストアの品揃えに生鮮食品を加えた「スーパーセンター」を合わせた、4つの店舗モデルの構築を進めております。商圏に応じた柔軟な出店を行い、多店化を進めてまいります。

当事業年度におきましては、スーパーセンター2店舗、大型店1店舗、中型店1店舗を出店いたしました。平成24年3月期におきましては、新規出店3店舗を予定しております。店舗数の増加により、より多くのお客様にMrMaxの「価値ある安さ」に満足していただけるよう努めてまいります。

### ③ ローコスト・オペレーションへの取り組み

「価値ある安さ」を実現し、店舗ごとの営業利益の増大を図るために、仕入先からお客様にお買上いただくまでの商品の流れを効率化し、店舗での作業改革を継続してまいります。当事業年度におきましては、積載効率の向上や店舗配送の効率化を行なうことで、店舗数を増やしながらも物流費を削減する成果を得ました。今後、さらに物流業務を効率化することによりコストの削減を進めてまいります。また、仕入先との情報共有の密度を高め、自動補充システムの対象商品を拡大し、お客様にご満足いただける売場をローコストで実現する取り組みを継続してまいります。

### ④ 法令遵守への取り組み

ミスターマックスグループの社員1人1人が果たすべき行動指針をまとめた「ミスターマックスグループ行動規範」及び各種法令の遵守状況について、弁護士と危機管理の専門家を社外委員とする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、問題点の早期発見と改善策の徹底に努めております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### 財産及び損益の状況

区 分	第59期 (平成20年3月期)	第60期 (平成21年3月期)	第61期 (平成22年3月期)	第62期 (平成23年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	96,811	96,497	103,482	103,918
経 常 利 益 (百万円)	932	861	989	633
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	655	△5,078	891	18
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	18.45	△147.33	26.69	0.55
総 資 産 (百万円)	75,760	69,652	70,737	73,776
純 資 産 (百万円)	27,568	21,407	21,995	21,608
1株当たり純資産額 (円)	782.71	640.81	658.44	650.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



(7) 主要な事業所 (平成23年3月31日現在)

本社 福岡市東区松田  
 西日本本部 同上  
 東京本部 東京都港区芝大門  
 福岡物流センター 福岡県糟屋郡久山町  
 埼玉物流センター 埼玉県北葛飾郡杉戸町  
 店舗48店

県名	店舗数	店舗名(所在地)		
福岡県	19	・長住店(福岡市南区) ・大野城店(大野城市) ・粕屋店(糟屋郡) ※本城店(北九州市八幡西区) ※八幡西店(北九州市八幡西区) ・筑紫野店(筑紫野市) ・吉塚店(福岡市東区)	・白水店(春日市) ※宗像店(宗像市) ・飯塚花瀬店(飯塚市) ・土井店(福岡市東区) ※大牟田店(大牟田市) ・Select篠栗店(糟屋郡)	・Select野芥店(福岡市早良区) ※田川バイパス店(田川市) ・久留米インター店(久留米市) ※新宮店(糟屋郡) ※橋本店(福岡市西区) ※春日店(春日市)
大分県	3	・中津店(中津市)	・佐伯店(佐伯市)	※宇佐店(宇佐市)
熊本県	4	※松橋店(宇城市) ※熊本インター店(熊本市)	※山鹿店(山鹿市)	・熊本南店(熊本市)
佐賀県	2	※北茂安店(三養基郡)	・佐賀店(佐賀市)	
宮崎県	1	※日向店(日向市)		
長崎県	2	※長崎店(長崎市)	※時津店(西彼杵郡)	
山口県	5	・末武店(下松市) ※柳井店(柳井市)	※綾羅木店(下関市) ※山口店(山口市)	※宇部店(宇部市)
広島県	2	・八本松店(東広島市)	・新神辺店(福山市)	
岡山県	1	・岡山西店(岡山市)		
群馬県	2	※倉賀野店(高崎市)	※伊勢崎店(伊勢崎市)	
埼玉県	1	※越谷店(越谷市)		
千葉県	4	※新習志野店(習志野市) ・南船橋店(船橋市)	※おゆみ野店(千葉市)	・千葉美浜店(千葉市)
東京都	1	※町田多摩境店(町田市)		
神奈川県	1	※湘南藤沢店(藤沢市)		

- (注) 1. ※印の店舗は当社が開発したショッピングセンター内に outlet しております。  
 2. 当期において新たに、南船橋店(千葉県船橋市)、春日店(福岡県春日市)、越谷店(埼玉県越谷市)、吉塚店(福岡市東区)の4店舗を開店いたしました。

(8) 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
792名 (1,844名)	3名減 (186名増)	35.8歳	11.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (パートタイマー、アルバイト、嘱託社員及び人材会社からの派遣社員を含みます。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入額	残高
株式会社福岡銀行		6,950百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社		3,750
株式会社山口銀行		3,550
株式会社西日本シティ銀行		3,350
株式会社三菱東京UFJ銀行		2,083

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 39,611,134株  
 (3) 株主数 10,161名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヒラノマネージメントビーヴィ	6,435.5千株	19.37%
平 野 能 章	1,947.2	5.86
有 限 会 社 W a i z H o l d i n g s	1,878.3	5.65
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,414.2	4.26
M r M a x 社 員 持 株 会	1,325.8	3.99
ミスターマックス取引先持株会	1,324.5	3.99
日本トラスティ・サービズ信託銀行株式会社(信託口)	1,289.5	3.88
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	801.2	2.41
平 野 耕 司	763.6	2.30
平 野 淳 子	743.4	2.24

(注) 持株比率は自己株式(6,393,182株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平野能章	最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役執行役員	小田康徳	開発本部長
取締役執行役員	佐藤昭彦	商品本部長
取締役執行役員	吉田康彦	経営企画室長
取締役執行役員	中野英一	管理本部長
取締役執行役員	杉本定士	サプライ・チェーン・マネジメント本部長
常勤監査役	樋口一夫	
監査役	鹿毛齊	公認会計士
監査役	狩野仁	

- (注) 1. 監査役鹿毛齊氏及び狩野仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役鹿毛齊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役鹿毛齊氏及び狩野仁氏の両名を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
4. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員のうち取締役を兼務していない執行役員は、以下の6名であります。

	氏名	役職等
執行役員	佐藤啓治	監査部長
執行役員	久部泰資	人事部長
執行役員	佐藤亮	営業企画部長
執行役員	山本毅	HBC部長
執行役員	内座優典	営業本部長
執行役員	鳥越寛	SCM推進部長

5. 当事業年度中に取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当	変更日
佐藤 昭彦	商品本部長	営業本部長	平成22年7月1日
中野 英一	管理本部長	経理本部長	平成22年7月1日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	6名	108百万円	
監査役	3名	16百万円	うち社外監査役2名 6百万円
合 計	9名	124百万円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役及び監査役の報酬額については、平成15年6月27日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額1,700万円以内、監査役の報酬額を月額250万円以内と決議いたしております。  
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額48百万円を支払っております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	鹿毛 齊	当期開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	狩野 仁	当期開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。証券代行業務に長年携わってきた知識・経験に基づく企業ガバナンス等の専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 当期開催の取締役会は17回、監査役会は9回であります。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償請求の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額  
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務  
の報酬等の額 33百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益等  
の合計額 33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

### I. 基本方針

当社は、ミスターマックスグループが企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、平成16年10月、ミスターマックスグループの役員及び社員が守るべき行動規範として、「ミスターマックスグループ行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

### II. 会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する項目

#### 1. 取締役の職務に関する体制

##### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則100条1項1号)

- ① 社内規程（文書取扱いマニュアル）に則り適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

##### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100条1項3号)

- ① 経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を月1回以上開催し、重要な経営事項について多面より十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ② 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をし、改善・改革を行う。

## 2. リスク管理体制

### (会社法施行規則100条1項2号)

#### 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### ① 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行う。

##### ② 内部監査部門

社長直轄の組織として、監査部を設置。監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各店舗及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である社長に急報できる体制を整備する。

##### ③ 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対策本部を設置できる体制を整える。

##### ④ 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメント委員会の機能を持ち、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配布・周知徹底を行う。

### 3. コンプライアンス（社会規範、倫理、法令及び定款の遵守）体制

（会社法施行規則100条1項4号）

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法362条4項6号）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### ① 「コンプライアンス委員会」

当社グループのコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び社員、さらに弁護士を含む外部メンバーから成る常任委員（オブザーバーとして常勤監査役が参加）と、各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

#### ② 内部監査部門

監査部が、本部・店舗における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である社長に報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

#### ③ ヘルプラインの活用

社内外に設置しているミスターマックス コンプライアンス・ヘルプラインにおいて、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適正な是正処置を図る。

### 4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

（会社法施行規則100条1項5号）

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において、月次に、子会社から経営内容の報告を聴取し、企業集団の経営状況を取締役が把握する。

## 5. 監査役の職務に関する体制

### (1) 監査役及び監査役会の職務を補助する体制及びその独立性

(会社法施行規則100条3項1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則100条3項2号)

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役及び監査役会の職務の補助を行う監査役スタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当する。
- ② 監査役会は、監査役スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。
- ③ 監査役スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査役会の承認を得るものとする。

### (2) 監査役及び監査役会に対する報告体制

(会社法施行規則100条3項3号)

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できる。
- ② 企業集団の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、監査役がオブザーバーとして出席するコンプライアンス委員会において報告される。
- ③ 監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる。

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則100条3項4号)

- ① 取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、監査役は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。
- ② 監査役が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>13,101</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,391</b>
現金及び預金	1,968	支払手形	7,316
売掛金	1,239	買掛金	6,867
有価証券	46	1年内返済予定の長期借入金	8,486
商 品	8,116	リース債務	88
貯 蔵 品	60	未払金	1,661
前払費用	448	未払費用	23
繰延税金資産	579	前受り金	163
未収入金	207	預り金	1,112
未収還付法人税等	77	前受収益	198
その他	356	賞与引当金	350
<b>固定資産</b>	<b>60,675</b>	設備関係支払手形	114
<b>有形固定資産</b>	<b>45,967</b>	その他	7
建築物	15,307	<b>固定負債</b>	<b>25,776</b>
構築物	781	長期借入金	16,112
車両運搬具	3	リース債務	1,124
器具備品	1,262	退職給付引当金	517
土地	27,389	長期前受収益	292
リース資産	1,213	長期預り敷金	3,999
建設仮勘定	10	長期預り保証金	2,675
<b>無形固定資産</b>	<b>463</b>	資産除去債務	840
ソフトウェア	438	その他	213
電話加入権	25	<b>負債の部合計</b>	<b>52,167</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,244</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	405	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,698</b>
出資金	0	資本金	10,229
長期貸付金	236	資本剰余金	9,951
長期前払費用	1,510	資本準備金	9,944
繰延税金資産	513	その他資本剰余金	6
敷 金	4,332	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,111</b>
差入保証金	6,436	利益準備金	526
店舗賃借仮勘定	275	その他利益剰余金	3,584
その他	539	圧縮記帳積立金	40
貸倒引当金	△5	別途積立金	2,120
<b>資産の部合計</b>	<b>73,776</b>	繰越利益剰余金	1,424
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,593</b>
		評価・換算差額等	△89
		その他有価証券評価差額金	△85
		繰延ヘッジ損益	△4
		<b>純資産の部合計</b>	<b>21,608</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>73,776</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		99,604
売 上 原 価		78,621
売 上 総 利 益		20,982
不 動 産 賃 貸 収 入		4,313
営 業 総 利 益		25,296
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,887
営 業 利 益		408
( 営 業 外 収 益 )		
受 取 利 息	111	
仕 入 割 引	150	
受 取 手 数 料	226	
そ の 他	114	601
( 営 業 外 費 用 )		
支 払 利 息	342	
そ の 他	35	377
経 常 利 益		633
( 特 別 利 益 )		
テ ナ ン ト 解 約 収 入	42	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	49
( 特 別 損 失 )		
固 定 資 産 除 却 損	9	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	53	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	305	
災 害 に よ る 損 失	61	433
税 引 前 当 期 純 利 益		249
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	99	
法 人 税 等 調 整 額	131	231
当 期 純 利 益		18

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高		10,229
当期末残高		10,229
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		9,944
当期末残高		9,944
その他資本剰余金		
前期末残高		6
当期変動額		
自己株式の処分		0
当期変動額合計		0
当期末残高		6
資本剰余金合計		
前期末残高		9,951
当期変動額		
自己株式の処分		0
当期変動額合計		0
当期末残高		9,951
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		526
当期末残高		526
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高		43
当期変動額		
圧縮記帳積立金の取崩		△3
当期変動額合計		△3
当期末残高		40
別途積立金		
前期末残高		2,120
当期末残高		2,120
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,736
当期変動額		
剰余金の配当		△334
圧縮記帳積立金の取崩		3
当期純利益		18
当期変動額合計		△312
当期末残高		1,424
利益剰余金合計		
前期末残高		4,426
当期変動額		
剰余金の配当		△334
当期純利益		18
当期変動額合計		△315
当期末残高		4,111

(単位：百万円)

自己株式	
前期末残高	△2,542
当期変動額	
自己株式の取得	△51
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△51
当期末残高	△2,593
株主資本合計	
前期末残高	22,065
当期変動額	
剰余金の配当	△334
当期純利益	18
自己株式の取得	△51
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△366
当期末残高	21,698
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△74
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11
当期変動額合計	△11
当期末残高	△85
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	4
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8
当期変動額合計	△8
当期末残高	△4
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△70
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19
当期変動額合計	△19
当期末残高	△89
純資産合計	
前期末残高	21,995
当期変動額	
剰余金の配当	△334
当期純利益	18
自己株式の取得	△51
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19
当期変動額合計	△386
当期末残高	21,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、物流センター内の商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

その他

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (4) 長期前払費用

借地権については、長期前払費用に計上し、賃借期間で均等償却を行っております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12～17年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

## 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ43百万円減少し、税引前当期純利益は、349百万円減少しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		24,166百万円
2. 担保に供している資産	建物	5,824百万円
	土地	17,247百万円
	計	23,072百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	5,250百万円
	長期借入金	11,450百万円
	計	16,700百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 39,611,134株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 6,393,182株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日定時株主総会	普通株式	167	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月22日取締役会	普通株式	167	5.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日定時株主総会	普通株式	166	利益剰余金	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、減損損失、減価償却限度超過額、棚卸資産等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮記帳積立金、差入保証金等であります。

なお、評価性引当額2,090百万円を計上しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の建物・構築物及び器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性、流動性、及び収益性を考慮した運用を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

資金調達については、運転資金及び設備投資資金をその使途とし、銀行等金融機関からの借入を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	1,968	1,968	—
(2) 有価証券	46	46	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	396	396	—
(4) 差入保証金	6,436	6,443	6
(5) 支払手形	(7,316)	(7,316)	—
(6) 買掛金	(6,867)	(6,867)	—
(7) 長期借入金	(24,598)	(24,737)	△138
(8) デリバティブ取引	(7)	(7)	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券、(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、その他の有価証券等については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還金の額を与信管理上の信用リスク区分ごとに、そのキャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

① 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

② 時価については、元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

② 金利関連

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額8百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

敷金（貸借対照表計上額4,332百万円）及び預り敷金（貸借対照表計上額3,999百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都、福岡県、及びその他の地域において、賃貸商業施設を有しております。

平成23年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は、843百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（百万円）			当事業年度末の時価 （百万円）
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
8,571	△250	8,320	6,008

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は新規出店(83百万円)、主な減少額は減価償却費であります。
3. 当期末の時価は、鑑定評価額等を基に合理的に調整した価額であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金は 又出資金 (百万円)	事業内容 の又は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親者	平野 比志志	—	—	当社創業者	(被所有) 直接 0.00 間接 19.48	—	—	顧問料の 支払※2	15	—	—
役員及びその 近親者が議決権 の過半数を所有 している会社	マイティ・ インコーポ レーション (有) ※3	福岡県 福岡市	40	損害保険の 代理業務等	(被所有) 直接 1.22	—	損害保 険取引	保険料の 支払※4	95	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社創業者としての地位に基づき、月額1百万円を支払っております。
3. マイティ・インコーポレーション(有)は、役員の子が100%直接所有しております。
4. マイティ・インコーポレーション(有)は、日本興亜損害保険(株)の保険代理店であり、取引金額は当社がマイティ・インコーポレーション(有)を通じて日本興亜損害保険(株)に支払った保険料であります。また保険料については通常取引の保険料率に基づき決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 650円52銭
2. 1株当たり当期純利益 0円55銭

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

株式会社 ミスターマックス  
(商号 株式会社 MrMax)  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雅春 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村田賢治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスターマックス（商号 株式会社 MrMax）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会や経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

株式会社 ミスターマックス 監査役会

常勤監査役	樋口	一夫	Ⓔ
社外監査役	鹿毛	齊	Ⓔ
社外監査役	狩野	仁	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、安定配当を継続して行うことを基本といたしております。

第62期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、166,089,760円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

特定規模電気事業者の登録を行うことにより、電力調達の柔軟性を確保するものがあります。調達電力の余剰については、その販売が想定されるものであります。

つきましては、現行定款第2条の事業目的に追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1～19 (条文省略)	1～19 (現行どおり)
<新 設>	<u>20</u> 電力の販売
<u>20～22</u> (条文省略)	<u>21～23</u> (現行どおり)

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	平野能章 (昭和33年7月15日生)	昭和61年9月 当社入社 昭和62年4月 ノムラ・セキュリティーズ・ インターナショナルへ出向 平成元年4月 当社営業企画部長 平成元年11月 当社取締役営業企画部長 平成2年11月 当社常務取締役 平成3年11月 当社専務取締役 平成4年7月 当社代表取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 平成20年4月 当社最高経営責任者兼最高執行責任者（現在に至る）	1,947,205株
2	小田康徳 (昭和30年3月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年7月 当社開発部長 平成7年6月 当社取締役開発部長 平成8年4月 当社取締役SC開発部長 平成15年6月 当社常務取締役開発本部長 平成20年4月 当社取締役常務執行役員開発本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員開発本部長（現在に至る）	53,100株
3	佐藤昭彦 (昭和30年10月7日生)	昭和53年4月 当社入社 平成8年2月 当社東京商品部長 平成10年1月 当社西日本本部商品部長 平成11年6月 当社取締役商品部長 平成15年6月 当社常務取締役営業本部長 平成16年10月 当社常務取締役営業本部長兼店舗運営部長 平成18年5月 当社常務取締役湘南藤沢店店長 平成19年4月 当社常務取締役営業本部長 平成20年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員営業本部長 平成22年7月 当社取締役執行役員商品本部長（現在に至る）	81,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	中野英一 (昭和35年8月4日生)	昭和59年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年4月 当社入社 平成14年7月 当社財務部長 平成15年6月 当社取締役財務部長 平成18年7月 当社取締役経本部長 平成20年4月 当社取締役執行役員経本部長 平成22年7月 当社取締役執行役員管理本部長 (現在に至る)	49,600株
5	杉本定士 (昭和33年8月27日生)	昭和57年4月 株式会社西友入社 平成17年3月 同社執行役シニアバイスプレジデント情報システム本部担当 平成20年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員サプライ・チェーン・マネジメント本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員サプライ・チェーン・マネジメント本部長 (現在に至る)	5,000株
6	※内座優典 (昭和38年10月26日生)	昭和61年3月 当社入社 平成15年8月 当社商品第2部長 平成20年4月 当社営業本部第3店舗運営部長 平成21年6月 当社執行役員店舗運営部長 平成22年7月 当社執行役員営業本部長 (現在に至る)	—

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役鹿毛齊氏及び狩野仁氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化を目的として1名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 吉田康彦 (昭和31年2月10日生)	昭和53年4月 当社入社 平成10年9月 当社経営企画部長 平成12年3月 当社e-commerce推進部長 平成13年11月 当社物流部長 平成15年6月 当社取締役物流部長 平成17年1月 当社取締役商品本部長 平成20年4月 当社取締役執行役員商品本部長 平成20年10月 当社取締役執行役員経営企画室長（現在に至る）	50,237株
2	※ 古屋泰生 (昭和19年1月31日生)	昭和42年3月 新野公認会計士事務所入所 昭和49年10月 監査法人第一監査事務所福岡事務所入所（現新日本有限責任監査法人） 昭和55年8月 センチュリー監査法人社員（現新日本有限責任監査法人） 昭和57年1月 古屋公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成6年12月 センチュリー監査法人代表社員（現新日本有限責任監査法人） 平成21年6月 新日本有限責任監査法人 定年退職	—
3	※ 多川一成 (昭和33年7月18日生)	平成5年4月 弁護士登録（福岡県弁護士会） 平成8年4月 岩崎・多川法律事務所（現大名総合法律事務所）を共同経営 平成18年4月 福岡県弁護士会総務事務局長 平成20年4月 福岡県弁護士会広報委員会委員長（現在に至る）	—

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 古屋泰生氏及び多川一成氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、古屋泰生氏及び多川一成氏の両氏を、本議案の承認可決を条件に株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員とする独立役員届出書を両取引所に提出しております。
5. 社外監査役候補者とした理由、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

- (1) 社外監査役候補者とする理由について

古屋泰生氏は、公認会計士としての資格を持ち、会計、財務面からのアドバイスを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

多川一成氏は、長年の弁護士として培われた豊富な法律知識を当社の監査体制に活かしていたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

古屋泰生氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年にわたる企業会計に関する経験を有し、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

多川一成氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、古屋泰生氏、多川一成氏が監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもちまして、平成22年6月25日開催の第61回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役多川一成氏及び末国伸一氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、渡邊洋祐氏は第4号議案が承認可決されることを条件として社外監査役古屋泰生氏及び多川一成氏の補欠としての社外監査役候補者、簾内学氏は現監査役樋口一夫氏及び第4号議案が承認可決されることを条件として監査役吉田康彦氏の補欠としての監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	渡邊洋祐 (昭和49年4月26日生)	平成12年4月 弁護士登録(福岡県弁護士会) 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所 平成18年3月 徳永・松崎・斉藤法律事務所退所 平成18年4月 渡邊洋祐法律事務所設立 平成18年10月 福岡簡易裁判所民事調停官就任 平成20年9月 福岡簡易裁判所民事調停官任期満了 平成21年4月 西南学院大学法科大学院 非常勤講師就任(現在に至る)	—
2	簾内学 (昭和37年8月16日生)	昭和61年3月 当社入社 平成22年7月 当社管理部長(現在に至る)	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊洋祐氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について  
渡邊洋祐氏につきましては、弁護士としての高度な専門知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断する理由について  
渡邊洋祐氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 補欠の社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、渡邊洋祐氏が監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。  
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上





## 株主総会会場ご案内図

福岡市博多区博多駅前二丁目20番1号  
大博多ビル12階 大博多ホール  
TEL 092 (474) 6672



- (バス) 駅前1丁目又は、祇園町下車徒歩1分
- (地下鉄) 祇園駅下車、地下通路P2出口正面
- (JR) 博多口より呉服町へ向かい徒歩5分
- (駐車場) 地下1階・2階に有料駐車場有